

紀元千年期スカンディナヴィアにおける土地所有をめぐる一考察

小澤 実

本稿は二〇一一年七月二日に行われた立教大学史学会でのシンポジウム「中世史研究の現状と課題」における報告の概要である。朝比奈報告と五十嵐報告がそれぞれ日本中世とイスラム「中世」における土地にかかわる問題を詳細に論じたことに呼応して、本報告では紀元千年期におけるスカンディナヴィアとりわけデンマークにおける土地所有のありかたに関する若干の問題を、比較の手がかりとして提示する。

一、スカンディナヴィアの中世

本論に入る前に、スカンディナヴィアの中世という時代概念について整理しておきたい。

そもそも「中世」とは歴史的に構築された概念である。この概念の誕生は一四世紀イタリアの人文主義者たちが、

自らが生きる「近代」と模倣すべき「古代」とのあいだに、いずれにも属さない「中間の時代」*medium aevum* を見いだしたことに端を発する。「中間の時代」すなわち「中世」は、ドイツのクリストフ・ケラリウス（一六三八—一七〇七）による学問的定位を経て、しだいに現在わたしたちがなじんでいる時代幅として理解されるようになった。すなわち四七六年から一四五三年までのおよそ千年間という時代である。いうまでもなく四七六年は西ローマ皇帝ロムルス・アウグストゥルスが退位し西ローマ帝国が消滅した年であり、一四五三年はオスマン帝国のコンスタンティノープル征服により東ローマ帝国が崩壊した年である。すなわち「中世」の千年とは、本来、それ自体の内的構成要素ではなく、古代ローマ帝国との相关性によって定められた時代幅であった。

他方で一九世紀以降、「中世」という千年の時代幅が持

つ内的構成要素に基づいて、「中世」を特徴付けようとする試みがなされてきた。その指標の代表は、封建制度とキリスト教である。封建制度とは、極度に単純化して言えば、主君と家臣が、前者が後者に対して与える（主として土地の）庇護と後者が前者に対して報いる（主として武力による）奉仕によって結ばれる社会関係である。フランソワ・ルイ・ガンスホフのように法的関係から定義する場合と、カール・マルクスのように生産関係から定義する場合を区別せねばならないが、いずれにせよ、中世においてはこの封建制度が社会の骨格をなしていたと理解されている³。マルク・ブロックの『封建社会』は封建制度に基づく中世像の典型であろう⁴。他方で、中世におけるキリスト教とは、西ヨーロッパにおいてはローマ・カトリック、東ローマ帝国においてはギリシア正教であり、この二つの宗派が社会の末端に至るまでひとびとの生活や思考を規定するようになったと考えられている。キリストファー・ドーンソン、ジャック・ルゴフ、ロバート・バートレットらの描く中世は、こうしたキリスト教の展開を軸に据えている⁴。

ここでわたしたちはスカンディナヴィアに立ち戻ってみたい。実のところ、西欧においては中世のただ中である紀元千年において、スカンディナヴィアは封建社会でもなければキリスト教社会でもなかった。そのスカンディナヴィ

アにおいて大陸諸国家と最もつながりの深いデンマークを例にとつて言えば、土地を媒介とした封建制度や国家システムの基盤としてのキリスト教が認められるようになるのは早く見積もっても一世紀後半であり、西ヨーロッパと類比する中世社会が展開するのは一二世紀以降と考えねばならない。紀元千年前後のスカンディナヴィアは、封建制とキリスト教という指標を入れるとするならば、前中世とも言うべき時代であり、デンマークの歴史学や考古学においてはこの時代をその後の「中世」と区別して、特に「ヴァイキング時代」もしくは「後期鉄器時代」と呼び習わしている⁵。以下ではこの「ヴァイキング時代」における土地所有のあり方について、若干の考察を試みたい。

二、紀元千年期スカンディナヴィアにおける土地所有の問題

「ヴァイキング時代」のスカンディナヴィアには、王権のような上位権力に従属せず、自前の農場を所有し、君主たちの軍事活動に自由意思で参加する自由農民層の割合が他の西欧諸国に比べ圧倒的に高く、それこそが当該時代の特徴であると理解されてきた⁶。「ボーンディ」bondiとよばれるこの北欧自由農民モデルの根拠となっているのは、一二世紀以降のアイスランドで生み出された「サガ」とい

う叙述史料、就中紀元千年前後のアイスランド自由農民層の生活の諸相（交易や紛争など）を描き出した、五十編弱が伝来する「アイスランド人のサガ」とよばれる史料類型の記述内容である。しかしながら、「アイスランド人のサガ」は必ずしも事実の記録ではないこと、作製された一二世紀から一三世紀という時代の現状や価値判断が反映されていること、北大西洋に浮かぶ孤島であるアイスランドという特殊な社会空間の事例を単純に北欧全体に敷衍するのは勇み足であることなどを踏まえれば、従来の北欧自由農民モデルをそのまま私たちが受け入れることは困難であると言わねばならない。実際のところ、平等な権利を持つ自由農民層で構成されていたと思われていたアイスランドも、考古学者オッリ・ヴェーステインソンの研究により、階層化された社会であることが明らかとなりつつある。

「アイスランド人のサガ」による自由農民モデルには以上のような留保条件がつくが、実のところ、ヴァイキング時代の北欧の土地所有者の実態を証言する文献史料は、他に存在しない。西ヨーロッパであれば、国王による土地確認文書や私人間の土地売買契約文書といった法文書が豊富に残されているが、スカンディナヴィアでそのような文書を確認することができるのは、後に述べるように、一〇八五年以降である。それではヴァイキング時代の北欧

における土地問題を追及することは全くできないのかといえ、そうではない。ルーン石碑という西ヨーロッパとは異なる史料類型を用いることにより、異なった角度からのアプローチが可能となる。

ルーン石碑とは「XがYを記念してこの石を建てた」という定型句をもつ死者記念碑である。最古の事例は紀元五世紀頃までさかのぼるが、まさにわたしたちがここで論じようとしている紀元千年前後に爆発的に増加した。現在およそデンマークに二〇〇、ノルウェーに五〇、スウェーデンに二五〇〇基が伝来している。従来ルーン石碑に対しては、言語学者や文献学者らによるテクスト・アプローチが主流であったが、この流れを変えたのがルーン石碑を人に視認される「モノ」として捉えたビルギット・ソーヤーである。彼女はなぜ紀元千年前後にルーン石碑が建立されるのかという問いをたて、そこに財産相続権を告知する機能があることを主張した¹⁰。すなわちルーン石碑においては生者である建立者Xと死者である被建立者Yの関係（親子、夫婦、兄弟など）が必ずといって良いほど明示されおり、それはXがYの財産を継承する関係にあることを共同体内に公示するためであるというのである。その背景には、紀元千年前後に人の移動が頻繁となり、より具体的にいえばヴァイキング活動と呼ばれる、土地所有者層による海外展

開が大規模となり、その結果として戦闘などで命を落とし土地所有者の相続問題が頻発したことがある。

仮にソーヤー説に一定程度の説得力を認めた場合、ルーン石碑の建立は紀元千年前後に集中していることから、このルーン石碑による財産相続権の確認は、当該時代のスカンディナヴィア世界に特有の確認方法とすることができ、他方で当該時代以前のスカンディナヴィアにおける土地所有観念について復元することは相当の困難を伴う¹¹⁾。しばしば一世紀の『ゲルマニア』、一二世紀以降にアイスランドで成立した「サガ」、一三世紀以降の写本でしか残っていない『エツダ』、スカンディナヴィア世界における法典の記述をもとにヴァイキング時代の社会構造や観念を探る作業が行われる。しかしこれはゲルマン人の思考が超時間的かつ超空間的であることを前提とした非歴史的な解釈であると云わねばならない。スカンディナヴィアは地理的に広大であり、かつその社会構造も停滞的ではない。特定の歴史空間の現実を復元するためには、地域差と時代差を十分に認識し、可能な限り対象とする空間ならびに時代に近い史料を用いなければならない¹²⁾。以下では紀元千年前後のデンマークに限定して話を進めたい。

三、ルーン石碑から証書へ

先ほど述べたように、ソーヤー説を受け入れるとすれば、紀元千年前後のルーン石碑には土地所有の確認を示す可能性があることが確認された。しかしながらデンマークもまた、一世紀の後半に、西ヨーロッパ世界と同じく土地確認証書による土地の所有／保有の確認が始まる。これはヴァイキング時代が終焉を迎える一つの大きな要件である。以下では、小澤による旧稿を敷衍するかたちで、そのプロセスを要約しておきたい¹³⁾。

最初にデンマークのキリスト教のプロセスを簡単に整理しておきたい¹⁴⁾。デンマークに公的にキリスト教の布教がなされたことが確認できるのは、九世紀後半におけるハンブルク大司教アンスガルによる宣教である。この宣教によるキリスト教化は必ずしも持続的な結果を生まなかったが、その後、九四八年にはスリスヴィイ、リーベ、オーフスというユラン半島に三つの司教座が成立していたことが確認できる。イエリング石碑やその他ドイツの叙述史料が述べられるように、九六〇年頃には、デンマークのハーラル青歯王が公式にキリスト教を受容した。ハーラル以降のイエリング朝の諸王とりわけイングランドをも支配したクヌート王は、デンマークの東部にもキリスト教空間を拡大し、紀元

千年頃にはスウェーデン南部のスコーネ地方にもいくつかの司教座が確立した。¹⁵⁾ 教会法という面においてはデンマークの司教座は長らくハンブルク大司教座に従属していたが、一一〇三／〇四年にはスカンディナヴィア全体を統括するルンド大司教座が成立し、これ以降、スカンディナヴィア世界は教会法的には大陸世界から独立した世界となった。¹⁶⁾

以上の歴史において、デンマークにおける教会制度の定着の画期となったのは九四八年における三司教座の創設である。ここでわたくしたちが想起しなければならないのは、ルーン石碑建立運動のまっただ中であつたイェリング王朝確立期のデンマークにおいて、司教座は、デンマークのそのほかの地域とは全く別の教会法が機能する空間であつたと予想されることである。この想定は、その後九六五年と九八八年にドイツ皇帝によって発給された権利証書によってより確かなものとされる。まずは九六五年にオットー一世によって発給された皇帝文書を確認しておきたい。

それゆえ、敬愛すべき余の大司教アダルダークの仲介により、余の帝国の安定と安寧のために、デーン人の辺境もしくは王国において神を称揚するために建設された教会つまりスリスヴィイ、リーベ、オーフスにこれまで属していた、もしくは将来獲得される所有地はど

のようなものであれ、余が法のあらゆる査定もしくは従属から解放し、伯もしくは余が国庫の収税官の侵害なく上記教会の司教たちに従属すべきであることを、希望するとともにかく命じる。¹⁷⁾

この文書においてオットー一世は、スリスヴィイ、リーベ、オーフスという三司教座に「これまで属していた、もしくは将来獲得される所有地はどのようなものであれ、余が法のあらゆる査定もしくは従属から解放し、伯もしくは余が国庫の収税官の侵害なく上記教会の司教たちに従属すべきであること」を確認している。すなわち三司教座の所有地は、伯や国庫収税官による世俗法上の管理から解放されていると述べている。九六五年というおそらくハーラル青歯王のキリスト教への改宗直後にこのような文書が発給されていることが含意する政治的文脈はいったん措くとして、わたしたちがここで確認しておきたいのは、九六五年という時点において、三司教座の所有地が当該司教座の司教の管轄下にある、すなわち上位権力によって土地とそれに付随する権利を確認するというラテン・キリスト教世界の土地所有確認と管理作法がデンマークの中に現れたという事実である。くわえて九八八年のオットー三世による皇帝証書も見えておきたい。

ブレーメン教会の大司教である余の敬愛するアダル

ダークの懇請と仲介、そして余が王国の保全および安寧のために、デーン人の王国において神を称揚するために建設された教会すなわちスリスヴィ、リーベ、オーフス、オーデンセに現在属していると考えられる、もしくは将来獲得される所有地であれば何であれ、余が法のあらゆる査定もしくは従属から解放する。¹⁸⁾

ここでは、九六五年の国王証書をなぞる形で当該証書と同様の権利を確認しているように見えるが、上記三司教座に加えて、フュン島のオーデンセが加わっているところが注目される。新司教座の創設はイエリング王権による支配権域の東方への拡大運動と軌を一にしてしているが、それは結果として先述したラテン・キリスト教的な土地所有の確認方法の拡大をも意味する。

当初は司教座内にとどまっていたラテン・キリスト教的な土地管理作法への認識の変化とその普及は、イエリング王権の後半期において確実に進展したように思われる。もともと、九世紀以降、イングランドのデーンロー地域やフランスのノルマンディといったデーン人の入植地とデンマーク本国との間では恒常的に往来があり、現地の土地管理方法や慣習を身につけたデーン人がデンマークに流れ込んでいたことは容易に推測される。¹⁹⁾ このような「先進地域」からの情報の流入は、クヌート王によるイングランドとデ

ンマークを同時に支配する海上王国の確立によってさらに加速度を増した。イエリング王朝のクヌート自身が国王証書を発給しており、また彼の従士やデンマーク出自の在地有力者らもまた、彼ら自身がイングランドで土地を授与されるとともに、国王証書の副書人として土地所有の確認プロセスに関わっていた。このような長期にわたるラテン・キリスト教世界との接触は、当該世界に特有の法慣習と土地管理がデンマークに根付く素地を与えたと思われる。²⁰⁾

以上のような前史を経て、デンマーク独自の国王証書が確認されるのは、一〇八五年である。クヌーズ四世がルド司教座のラウレンティウス教会に対し当該教会に所属する土地財産の所有権を確認した文書であり、一〇八五年五月二一日の日付がある。現在は一二世紀の『ルンドのネクロロギウム』の冒頭に写しが残されているにすぎない文書であるが、一般に理解されるようにこれを真性文書と見なした場合、一〇八五年の時点でデンマークには土地確認文書を作成するシステムが存在し、また他方で、そのような確認方式を受容する社会が確立していたことが必然的に導き出される。²¹⁾ この時点において、ソーヤーの主張していたルーン石碑による土地財産の確認はラテン・キリスト教世界に特有の手法に取って代わられていたのである。

それでは、ルーン石碑と国王証書の差異はどこにあるの

だるうか。ルーン石碑の場合、「XがYを記念してこの石を建てる」という定型句に情報が追加されてテキストを構成するが、そのテキストから得られる情報自体は必ずしも多くない。土地所有という観点に立った場合、基本的に、受益者である生者Xについて記されるのは本来の土地所有者である死者Yとの関係のみであり、具体的な対象については、共同体内における記憶などに依拠しなければならぬ。他方で国王証書の場合、テキストそのものの中に、所有すべき土地などの具体的な計量情報や空間情報ならびにそれらに関する法的諸条件が明記される。

このような変化は、単に情報の精緻化と再現性の高い文書による記録化にとどまるわけではない。財産の庇護者は誰かという観点に立った場合、紀元千年前後はルーン石碑を自身で建立することによって、極端な言い方をすれば自力救済を行っていたのに対し、国王証書の登場以降は、権利者が上位権力である国王による庇護を求めているのである。たしかにスカンディナヴィア世界は、同時期の西欧諸国に比べれば、土地所有者の自立性が相対的に強かったかもしれないが、そうであるにせよ庇護ネットワークを通じて国王による権力の伸張が見られることも確かである。十世紀における教会組織の確立は、ただデンマークのキリスト教化を進めたのみならず、土地所有の確認システムの変

化をもたらすことで、国王による集権体制の進展と在地有力者との関係の強化という結果をうみだした。一〇八五年における国王証書の登場は、デンマーク社会の質的变化を証言するのである。

四、おわりに

以上の議論より得られた結論はあくまでも仮説に過ぎない。当該時代のスカンディナヴィアにおける土地所有に関する諸問題は未だ研究途上にあり、より深められた議論が必要である。さしあたり、今後追求すべきいくつかの方向性を示しておきたい。第一にルーン石碑にみえる土地関係用語の再検討である。かつてクラウス・デューウエルはルーン石碑に見える「ボーンデイ」という用語をカタログ化した^②が、近年ジューディス・ジェッシュが同時代のコンテキストにおいて土地関係の用語の実質的意味をはかり直す作業を行っている^③。第二に考古学調査による土地所有者層の生活実態の再現である。前述したアイスランドの事例のように、デンマークにおいても農村空間の考古学的復元が今後はかられるべきであろう^④。第三に一二世紀以降の土地制度ならびに「封建制度」との連続性の問題である。本稿では土地に関する情報の取り扱いという観点からあえて一

紀元千年期スカンディナヴィアにおける土地所有をめぐる一考察（小澤）

世紀後半に転換点を見たが、ミケール・ゲルティンクが進める一二世紀以降のデンマークにおける法の変容との関係も視野に入れるべきであろう。^② 第四に他のスカンディナヴィア世界との比較である。前述したようにヴァイキング時代のスカンディナヴィアは、自然面でも文化面でも多様性を包摂する空間である。それゆえに、今回のデンマークの事例が他の地域にそのままあてはまるわけではない。ただし紀元千年前後における教会制度の浸透はスカンディナヴィア全域で確認される事例であるので、この点に絞って比較することにより、スカンディナヴィア地域間における相似点と相同点が明らかとなるように思われる。

注

(1) 「中世」(Middle Ages, Mittelalter, moyen âge, medioevo) 概念生成をめぐる議論は、John H. Arnold, *What is medieval history?*, Cambridge 2008, pp.8-16. より包括的には、Giuseppe Sergi, "L'idea di medioevo", *Storia medievale* (Manueli Donzelli), Roma 1998, pp.3-41.

(2) 概念の一般的な整理はハンス・K・シュルツェ（千葉徳夫他訳）『西欧中世史事典 国制と社会組織』シネルヴァ書房、一九九七年、第三章参照。なお近年において封建制概念の再検討が要求されている。その発端は、エリザベス・ブラウンの著名な論文とスーザン・レノルズによる包括的な問題提起にさかのぼる。Elisabeth A.R. Brown, "The tyranny of a construct: feudalism and historians of medieval Europe", *American Historical Review* 79(1974), pp.1063-1088; Susan Reynolds, *Fiefs and vassals. The mediæval evidence reconsidered*, Oxford 1994. さらに概念問題としての「封建制」を整理した、ルードルフ・クーヘンブーフ（井上周平訳）「イデオロギーの対立からコンセプトの万華鏡へ」ドイツから見た「封建制」論 一九五〇年代から一九八九年の転換まで」近藤成一編『中世 日本と西欧』吉川弘文館、二〇〇九年、三八四―四三九頁、ならびに今谷明「封建制の文明史観 近代化をもたらした歴史の遺産」P H P 新書、二〇〇八年。封建制見直しの最新の議論は、ヨーロッパ周縁部での事例を中心に扱った Sverre Bagge, Michael H. Gelting & Thomas Lindkvist (eds.), *Feudalism. New landscapes of debate* (The Medieval Countryside 5), Turnhout 2011.

- (3) Marc Bloch, *La société féodale*, 2 vols., Paris 1939-40 (堀米庸三監訳『封建社会』岩波書店、一九九五年)。
- (4) Christopher Dawson, *The making of Europe: An introduction to the history of European unity*, New York 1932 (野口啓介他訳『ヨーロッパの形成 ヨーロッパ統一史序説』創文社、一九八八年)；Jacques LeGoff, *La civilisation de l'Occident médiéval*, Paris 1964 (桐村泰次訳『中世西欧文明』論創社、二〇〇七年)；Robert Bartlett, *The making of Europe. Conquest, colonization and cultural change 950-1350*, London 1993 (伊藤馨・磯山甚一訳『ヨーロッパの形成 九五〇年—一三五〇年における征服、植民、文化変容』法政大学出版局、二〇〇三年)。ただし中世をキリスト教社会と見なすことに対する異議申し立てとして、John van Engen, "The Christian middle ages as a historiographical problem", *American Historical Review* 91(1986), pp.519-52.
- (5) このような呼称で当該時代を切り取ることの背景にあるイデオロギーをめぐることは、Frederik Svanberg, *Decolonizing the Viking Age*, vol.1 (Acta Archaeologica Lundensia series 8, No.43), Lund 2003, chapter 1 を参照。
- (6) たとえば、熊野聰『北の農民ヴァイキング 実力と友情の社会』平凡社、一九八三年、三七—五六頁。
- (7) Vestein Olason, "Family saga", Rory McTurk (ed.), *A companion to Old Norse-Icelandic literature and culture*, Oxford 2005, pp.101-118. 代表的な「アイスランド人のサガ」は、谷口幸男訳『アイスランド・サガ』新潮社、一九七九年、菅原邦城・早野勝巳・清水育夫訳『アイスランドのサガ 中編集』東海大学出版会、二〇〇一年に収められている。英語
- による全訳は、Vidar Hreinsson (ed.), *The complete sagas of Icelanders, including 49tales*, 5 vols., Reykjavik 1997。
- (8) Orri Vesteinsson, "A divided society: peasants and the aristocracy in medieval Iceland", *Viking and Medieval Scandinavia* 3(2007), pp. 117-139.
- (9) 紀元千年前後のルーン石碑に関して、Birgit Sawyer, *Viking-Age rune-stones. Custom and commemoration in early medieval Scandinavia*, Oxford 2000。
- (10) Birgit Sawyer, "Viking-Age rune-stones as a crisis symptom", *Norwegian Archaeological Review* 24(1991), pp. 97-112.
- (11) アイスランドにおける土地所有に関して、共同体の「証言」を重視する次の論考を参照。熊野聰「アイスランド人は土地所有をいかに証明したか 『ランドナーマ・ボーク』考」熊野聰『サガから歴史へ 社会形成とその物語』東海大学出版会、一九九三年、四三—七八頁。
- (12) スカンディナヴィアに関する史料論的比較作業は急務であると思われる。小澤実「紀元千年期スカンディナヴィア史料論に向けて デンマーク・イエリング王朝の事例」印刷中。
- (13) 小澤実「ルーン石碑から国王証書へ 一一—一二世紀デンマークにおける土地所有確認の変容」佐藤彰一編『ビエール・トゥベール教授招聘事業報告書』名古屋大学大学院文学研究科、二〇〇七年、一一—一七頁。
- (14) デンマークのキリスト教化に関する刺激的な論考として、Michael H. Gelting, "The kingdom of Denmark", Nora Berend (ed.), *Christianization and the rise of Christian monarchy: Scandinavia, Central Europe and Rus' c.900-1200*,

紀元千年期スカンディナヴィアにおける土地所有をめぐる一考察（小澤）

- Cambridge 2007, pp.73-120; Id., "Poppo's ordeal: courtier bishops and the success of Christianization at the turn of the first millennium", *Viking and Medieval Scandinavia* 6(2010), pp.101-133.
- (15) クヌート期におけるデンマークのキリスト教化プロセスについて Timothy Bolton, *The empire of Cnut the Great. Conquest and the consolidation of power in Northern Europe in the early eleventh century* (The Northern World 40), Leiden 2009, chapter 8.
- (16) 宣教センターとしてルンド大司教座の役割を定位した以下の論考も参照。成川岳大「十二世紀スカンディナヴィア世界における「宣教大司教座」としてのルンド」『史学雑誌』第一二〇編第一二号（二〇一一年）一―三五頁。
- (17) Theodor Sickel (ed.), *Die Urkunden Konrad I., Heinrich I. und Otto I.* (MGH Diplomata), Hannover 1879-84, No 294 (p. 411): Idcirco nos, interuentu dilecti archiepiscopi nostri Adalradi, ac pro statu et incoluntate imperii nostri, quicquid proprietatis in marca vel regno Danorum ad ecclesias in honorem Dei constructas, videlicet Slesuwigensem, Ripensem, Arusensem, vel adhuc pertinere videtur, vel futurum acquiratur, ab omni censu vel seruilio nostri iuris absolutimus, ut et episcopis prescriptarum ecclesiarum, absque ulla comitis vel alicuius fisci nostri exactoris infestatione seruiant et succumbant, volumus et firmiter iubemus.
- (18) Theodor Sickel (ed.), *Die Urkunden Otto des III.* (MGH Diplomata), Hannover 1893, No 41 (pp. 440-41): Omnium fidelium nostrorum, tam presentium, quam futurorum pia devotioni pateat, quomodo nos ob petitionem et interuentum dilecti nostri Adalradi, Bremensis ecclesiae videlicet venerabilis archiepiscopi, ac pro statu et incoluntate regni nostri, quicquid proprietatis in regno Danorum ad ecclesias in honorem Dei constructas, videlicet Slesuwigensem, Ripensem, Arusensem, Othensuwigensem uel ad huc pertinere videtur, uel in futurum ad quiratur, ab omni censu uel seruilio nostri iuris absolutimus.
- (19) こうした入植先におけるスカンディナヴィア人のアイデンティティ変容の問題は、近年のヴァイキング研究の一つの焦点となっている。Lesley Abrams, "Diaspora and identity in the Viking Age", *Early Medieval Europe* 20(2012), pp. 17-38; Clare Downham, "Viking ethnicities: a historiographic overview", *History Compass* 10(2012), pp.1-12.
- (20) 「カロリング諸王とオットー朝皇帝に対するスカンディナヴィア人のコミュニケーション手法」佐藤彰一編『歴史テクニクスの解釈学 針路、解釈実践、新たな諸問題』テクニクス布置の解釈学的研究と教育』第六回国際研究集会報告書』名古屋大学大学院文学研究科 二〇〇九年、二〇一―二二―頁。
- (21) この文書に関して Minoru Ozawa, "Community in voice? A reconsideration of the social context Danish royal charters functioned in the 11th century", *HERSETEC: Hermeneutic Study and Education of Textual Configuration*(SITES 2)3-1(2009), pp. 65-76.
- (22) Klaus Düvel, "Runische Zeugnisse zu Bauer", Reinhard

Wenskus, Herbert Jankuhn & Klaus Grinda (eds.), *Wort und Begriff Bauer. Zusammenfassender Bericht über die Kolloquien der Kommission für die Altertumskunde Mittel- und Nordeuropas*, Göttingen 1975, pp. 180-206; Judith Jesch, "Runic inscriptions and the vocabulary of land: Lordship and social power in the late Viking Age", Søren Sindbæk & Bjørn Poulsen (eds.), *Settlement and lordship in Viking and early medieval Scandinavia*, Turnhout 2011, pp.31-44.

(23) ヴァイキング時代の農村発掘については取り上げられる事例は、鉄器時代以降の長期的な集落変化を確認するものにすぎない。近年、発掘が進むシエラン島のライヤール (Tissø) の報告も重要なものとなっている。Lars Jørgensen, "Manor and market at lake Tissø in the sixth to eleventh centuries: the Danish 'productive' sites", Tim Pestell & Katharina Ulmschneider (eds.), *Markets in early medieval Europe: trading and 'productive' sites*, 650-850, Macclesfield 2003, pp.175-207. テンブーラック農村史の基本文献として、Claus Bjørn (ed.), *Det danske landbrugs historie, vol.1: Oldtid og middelalder*, København 1988; Nils Hybel & Bjørn Poulsen, *The Danish resources c.1000-1550. Growth and recession* (The Northern World 34), Leiden 2009, pp. 141-223.

(24) Michael Gelting, "Indivisible farms under partible inheritance: the logic of Lovbygdelse under the Skytleje system", Tore Iversen & John Ragnar Myking (eds.), *Land, lords and peasants: Peasants' right to control land in the middle ages and the early modern period - Norway, Scandinavia and the*

Alpine region, Trondheim 2005, pp. 229-237; Id., "Odelstrett - lovbygdelse - bordsrätt - reitrat lignager: Kindred and land in the Nordic countries in the twelfth and thirteenth centuries", Lars Ivar Hansen (ed.), *Family, marriage and property devolution in the middle ages*, Tromsø 2000, pp. 133-165.

(本学文学部准教授)